

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

亀山市長 様

空き家情報バンク登録申込書

住 所
氏 名 ⑩
電話番号（ ） —

私は、亀山市空き家情報バンク制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり空き家情報バンクへの登録を申し込みます。

登録した情報は、同要綱第9条の規定により公開されることに同意します。

また、登録のための空き家の調査及び問い合わせには、誠意をもって協力します。

記

1 建物の所在等

所在地	亀山市	
建物及び敷地の概要	構造	造 階建て
	床面積	1階 m ² 2階 m ²
	建設年次	1. 明治・大正・昭和・平成 年 2. 不明
	現在の用途	1. 住宅 2. 併用住宅（店舗・事務所・作業場） 3. その他（ ）
	利用状況	1. 空き家（空き家となった時期 年頃から） 2. 利用中（空き家となる時期 年 月頃予定）
	敷地面積	m ²
権 利 関 係	1 土地及び建物の所有者 2 建物所有者（土地は賃貸借） 3 その他（ ）	
売 却 賃 貸	1 売却したい（希望価格 円）	
	2 賃貸したい（希望家賃額 円）	
備 考 (登録申込みに際しての希望等)		

2 契約の方法については、(直接型・間接型) を選択します。

契約方法	説 明
直 接 型	契約交渉に関わるすべてについて、登録者(空き家の所有者)と利用者(空き家の利用希望者)の両者間で責任をもって行います。
間 接 型	交渉及び契約に関わるすべてについて、社団法人三重県宅地建物取引業協会又は社団法人全日本不動産協会三重県支部に所属する宅地建物取引業者への紹介を依頼します。それに当たっては、当該宅地建物取引業者への情報提供を承諾します。

注意事項

1. 亀山市空き家情報バンク制度では、利用希望者の申込み状況に係る情報の提供や必要最低限の連絡調整は行いますが、空き家の登録者と利用登録者間で行う物件の売買や賃貸借に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。仲介を希望される方は、社団法人三重県宅地建物取引協会又は社団法人全日本不動産協会三重県本部に所属する宅地建物取引業者に依頼をしてください。なお、宅地建物取引業者へ依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。
2. 亀山市個人情報保護条例(平成17年亀山市条例第20号)の規定に基づき、登録をされた個人情報は、本事業の目的外の用途に利用しません。